

事務連絡  
令和2年3月18日

地域密着型サービス事業所  
居宅介護支援事業所 管理者各位

新型コロナウイルスの影響によりやむを得ず臨時休業される事業所の  
休止届の取扱いについて

介護保険課長 佐藤 智洋

日頃より、葛飾区の介護保険事業の円滑な実施に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

今回、新型コロナウイルスの感染予防を目的に事業者の判断で自主的に臨時休業する場合、葛飾区では次のとおりの取扱いといたします。

①「休止届」の取扱い

学校等の休業に伴う人手不足又は感染防止を理由として、社会福祉施設等の設置者等の判断により、やむを得ず自主的に臨時休業（以下「臨時休業」という。）する場合は、新型コロナウイルスの影響による休止とわかるように理由を記載した上で休止届の提出をお願いします。なお、利用者への措置の記載及び添付書類の提出は不要です。

※当初の休止期間を延長した際は再度休止届の提出をお願いします。

②「再開届」について

再開届の提出は不要です。

なお、臨時休業にあたっては、「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について」（令和2年3月6日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連盟事務連絡）の内容に準じて、利用者への丁寧な説明、代替サービスの確保、事業所の事業継続について、十分に留意した上でご対応いただくようお願いいたします。

（提出先及び担当）  
葛飾区福祉部介護保険課事業者係  
電話 03 - 5654 - 8251